



## 事業概要

2026.4.1

地域経済の発展や雇用の創出を図るため、市内で創業又は事業承継をされる方に補助金を交付します。

※本補助金における事業承継の定義は、“経営権の移転等又は事業を譲渡すること”をいう。

## 対象となる方

補助金の対象となるのは、次の要件をすべて満たす方です

- 市内で事業承継した中小企業者
- 本補助金の要綱に定める支援機関の支援を受けて事業承継した方
- 市内において1年以上営まれていた事業を承継し市内で継続する方
- 承継する事業の従事者を、引き続き雇用する方

※ 従事者から退職の申し出があった場合等、雇用者都合によらない場合は除く。

ただし、次の方は対象とはなりません。

- ✓ 大企業の子会社等
- ✓ フランチャイズ契約等に基づく事業を営む方
- ✓ 風営法上の風俗営業、性風俗関連特殊営業を営む方
- ✓ 暴力団関係者、創業者が暴力団関係者の法人、市税等の滞納者 など

## 補助額/補助対象経費

### (1) 補助額

親族内承継又は  
従業員承継の場合

補助対象経費の1/2以内の額で上限10万円

第三者承継の場合

補助対象経費の1/2以内の額で上限30万円

### (2) 補助対象経費

報償費及び旅費

・事業承継に係る業務のうち、士業など専門家に支払った報償費及び旅費が対象です。

工事請負費

・引き継いだ事業の主たる事務所の改装等に係る内外装工事費、設備工事費、自己用屋外広告物の制作及び設置に要する経費が対象です。  
・市内企業による施工に限ります。

備品購入費

・事業承継に必要な設備又は備品（耐用年数1年以上、1点当たり取得金額10万円以上のもの）が対象です。  
・事業承継に係る準備期間中（事業承継した年度内に限ります。）に購入したものは対象となります。  
※フリマサイト等の個人間で売買されたものは対象外です※

## 申請方法

事前に産業雇用政策課あてご相談の上、補助金等交付申請書に次の書類を添付して、産業雇用政策課にご提出ください。

- \*書類名の後に(※)のある書類は、ウェブサイトから所定の様式をダウンロードし、作成の上、原本を提出してください。
- \*その他の書類は写しで結構です。

### ①全ての申請者が提出する必要がある書類

- 補助金等交付申請書(※)
- 事業内容書(※)
- 支出内訳書(※)
- 同意書兼誓約書(※)
- 支援証明書
- 事業承継の完了日が分かる書類(株式譲渡契約書など)
- 補助対象経費の支払いを確認できる書類(領収書など)
- 振込先の口座を確認できる書類(通帳など)

### ②法人の場合のみ

- 発行から3か月以内の登記全部事項証明書の写し(法人の場合のみ)

### ③事業承継に当たり、他の補助金等の交付を受けている方が提出する必要がある書類

- 補助金等の対象経費の額が確認できる書類

### <申請書等の作成に当たっての注意点>

- ①総事業費及び補助対象経費は税抜き金額です。
- ②補助金交付申請額は、千円未満端数切捨てです。
- ③着手日と完了日は次のとおりです。  
着手日：事業承継した日、又は事業承継日より前に支払った補助対象経費の支払日(複数ある場合には一番早い日)のいずれか早い日  
完了日：事業承継の完了日、補助対象経費の支払日(複数ある場合には一番遅い日)のいずれか遅い日

申請様式のダウンロードや事業詳細の確認は市ウェブサイトから

URL <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/119/91135.html>

<お問い合わせ・申請先>

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23-7 郡山市産業雇用政策課 産業振興係

Eメール [sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp](mailto:sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp) 電話番号 024-924-2251



～後継者をお探しの事業者を支援します！～  
後継者不在企業に対する事業承継促進事業による  
マッチングサイト“ふくの輪こおりやま”をご活用ください



創業・事業承継支援情報発信サイト  
フロンティア.netこおりやま



郡山市産業雇用政策課LINE公式アカウント配信中!!

- 中小企業・小規模企業者向けの情報に特化
- SNS(LINE)によるタイムリーな情報発信

郡山市産業雇用政策課  
公式LINE

